



## 一、相关新法令、新政策

### ● 外商投资统计制度（2011年）

- 【发布单位】商务部  
【发布文号】商资函〔2010〕1083号  
【发布日期】2010-12-30  
【实施日期】2010-12-30  
【内容提要】该法令根据当前利用外资的新形势和新方式，主要对外商投资统计报表进行了修改（如，对外商投资项目类型进行细化、新增“土地利用”和“节能环保”等统计项目；等）。  
【备注】与原《外商投资统计制度》（被该法令废止）相比，在外商投资企业的主要义务方面（批准设立时办理统计登记、配备专职或指定兼职统计人员等），该法令没有做出修改。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201101/20110107357484.html>

### ● 产品质量监督抽查管理办法

- 【发布单位】国家质量监督检验检疫总局  
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第133号  
【发布日期】2010-12-29  
【实施日期】2011-02-01  
【内容提要】根据该办法：
- 监督抽查的产品主要是涉及人体健康和人身、财产安全的产品，影响国计民生的重要工业产品以及消费者、有关组织反映有质量问题的产品。
  - 对依法进行的监督抽查，企业予以应当配合、协助。但有下列情形之一的，被抽查企业可以拒绝接受抽查：
    - 抽样人员少于2人的；
    - 抽样人员无法出具监督抽查通知书、相关文件复印件或者有效身份证件；
    - 抽样人员姓名与监督抽查通知书不符的；
    - 被抽查企业和产品名称与监督抽查通知书不一致的；
    - 要求企业支付检验费或者其他任何费用的。
  - 被抽查企业对检验结果有异议的，可以自收到检验结果之日起15日内向组织监督抽查的部门或者其上级质量技术监督部门提出书面复检申请。逾期未提出异议的，视为承认检验结果。

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 外商投資統計制度（2011年）

- 【発布機関】商務部  
【発布番号】商資函〔2010〕1083号  
【発布日】2010-12-30  
【施行日】2010-12-30  
【コメント】本法令は当面の外資利用の新情勢及び新方式に基づき、主に外商投資統計諸表の修正を行っている（例えば、外商投資プロジェクト類型の具体化、「土地利用」及び「省エネ環境保護」等の統計項目の新規追加等）。  
【備考】もとの「外商投資統計制度」（本法令により廃止されている）と比べて、外商投資企業の主な義務において（設立許可時に登記統計を行い、専任の統計人員を配置する又は兼職の統計人員を指定する等）、本法令は修正を行っていない。  
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201101/20110107357484.html>

### ● 製品品質監督抜打検査管理弁法

- 【発布機関】国家品質監督検査検疫総局  
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令第133号  
【発布日】2010-12-29  
【施行日】2011-02-01  
【コメント】本弁法によると下記の通りである。
- 監督、抜打検査を行う製品は主に人体の健康及び人身、財産の安全に関係する製品であり、国民経済及び人民の生活に影響する重要工業製品及び消費者、係る組織が品質問題があると報告した製品である。
  - 法により行う監督抜打検査を行うことについて、企業は協力しなければならない。但し、下記のいずれかの状況がある場合、抜打検査対象企業は抜打検査を拒否することができる。
    - 抜打検査人員が2人を下回る場合。
    - 抜打検査人員が監督抜打検査通知書、係る文書の写し又は有効な身分証明書を提出できない場合。
    - 抜打検査人員の氏名と監督抜打検査通知書が一致していない場合。
    - 抜打検査対象企業及び製品名が監督抜打検査通知書と一致していない場合。
    - 検査費用又はその他あらゆる費用の支払を企業に求めた場合。

【备注】 监督抽查,是指质量技术监督部门依法组织对在中国境内生产、销售的产品进行有计划的随机抽样、检验,并对抽查结果公布和处理的活动。

【法令全文】 请点击以下网址查看:

[http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content\\_1784512.htm](http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content_1784512.htm)

● [商务部现行有效规章目录、商务部现行有效规范性文件目录](#)

【发布单位】 商务部

【发布文号】 商务部公告 2011 年第 2 号

【发布日期】 2011-01-10

【法令全文】 请点击以下网址查看:

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107361761.html>

● [关于居民企业技术转让有关企业所得税政策问题的通知](#)

【发布单位】 财政部、国家税务总局

【发布文号】 财税〔2010〕111 号

【发布日期】 2010-12-31

【实施日期】 2008-01-01

【内容提要】 根据该通知,居民企业取得同时符合下列条件的技术转让所得,可以按照《中华人民共和国企业所得税法》和《中华人民共和国企业所得税法实施条例》的规定,免征、减征企业所得税:

- 技术转让的范围,包括居民企业转让专利技术、计算机软件著作权、集成电路布图设计权、植物新品种、生物医药新品种,以及财政部和国家税务总局确定的其他技术。
- 技术转让,是指居民企业转让其拥有符合该通知规定技术的所有权或 5 年以上(含 5 年)全球独占许可使用权的行为。
- 技术转让应签订技术转让合同。其中,境内的技术转让须经省级以上(含省级)科技部门认定登记,跨境的技术转让须经省级以上(含省级)商务部门认定登记,涉及财政经费支持产生技术的转让,需省级以上(含省级)科

- 拔打検査対象企業が検査結果に異議がある場合、検査結果を受領した日より 15 日以内に監督抜打検査を実施する部門又はその上級品質技術監督部門に書面の再検査申請を行うことができる。期限を過ぎても異議を申し立てなかった場合、検査結果を認めたものと見なす。

【備考】 監督抜打検査とは、品質技術監督部門が法により中国国内にて生産、販売する製品に対し計画的にランダムサンプリング、検査を行い、抜打検査結果の公布及び処理を行うことを指す。

【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content\\_1784512.htm](http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content_1784512.htm)

● [商務部の現行有効な規則目録、商務部の現行有効な規範性文書目録](#)

【発布機関】 商務部

【発布番号】 商務部公告 2011 年第 2 号

【発布日】 2011-01-10

【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201101/20110107361761.html>

● [居民企業技術譲渡の係る企業所得税政策事項に関する通知](#)

【発布機関】 財政部、国家税務総局

【発布番号】 财税〔2010〕111 号

【発布日】 2010-12-31

【施行日】 2008-01-01

【コメント】 本通知によると、居民企業が同時に下記条件に適合する技術譲渡による所得を取得した場合、「中華人民共和国企業所得税法」及び「中華人民共和国企業所得税法实施条例」の規定に基づき、企業所得税を減免できる。

- 技術譲渡の範囲には、居民企業が譲渡する特許技術、コンピュータソフトウェア著作権、集積回路配置設計権、植物新品种、生物医药新品种、及び財政部と国家税務総局が確定したその他技術が含まれる。
- 技術譲渡とは、居民企業が保有する本通知規定に適合する技術の所有権又は 5 年以上(5 年を含む)のグローバル独占使用許諾権を譲渡する行為を指す。
- 技術譲渡は技術譲渡契約を締結しなければならない。このうち、国内の技術譲渡は省級以上(省級を含む)の科技部門による登録認定が必要であり、クロスボーダーの技術譲渡は省級以上(省級を含む)の商務部門に

技部門審批。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwgk/2011-01/14/content\\_1784378.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2011-01/14/content_1784378.htm)

● 关于废止《中华人民共和国海关对外商投资企业进出口货物监管和征免税办法》的决定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令 第 201 号

【发布日期】2010-12-15

【实施日期】2011-03-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content\\_1784761.htm](http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content_1784761.htm)

● 关于办理侵犯知识产权刑事案件适用法律若干问题的意见

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院、公安部

【发布文号】法发〔2011〕3号

【发布日期】2011-01-10

【内容提要】该意见对侵犯知识产权刑事案件的管辖、证据收集、“同一种商品”和“与其注册商标相同的商标”的认定、非法经营数额的计算、定罪量刑等作了明确规定。根据该意见：

- 名称相同的商品，以及名称不同但指同一事物的商品，可以认定为“同一种商品”。
- 具有下列情形之一，可以认定为“与其注册商标相同的商标”：
  - 改变注册商标的字体、字母大小写或者文字横竖排列，与注册商标之间仅有细微差别的；
  - 改变注册商标的文字、字母、数字等之间的间距，不影响体现注册商标显著特征的；
  - 改变注册商标颜色的；
  - 其他与注册商标在视觉上基本无差别、足以对公众产生误导的商标。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/12/content\\_21332.htm](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/12/content_21332.htm)

よる登録認定が必要であり、財政経費の支援により発生した技術の譲渡は、省級以上(省級)科技部門の審査許可が必要である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwgk/2011-01/14/content\\_1784378.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2011-01/14/content_1784378.htm)

● 「中華人民共和國税関による外商投資企業輸出入貨物監督管理及び課税免稅弁法」廃止に関する決定

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署令 第 201 号

【発布日】2010-12-15

【施行日】2011-03-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content\\_1784761.htm](http://www.gov.cn/flfg/2011-01/14/content_1784761.htm)

● 知的財産権侵害刑事事件における法律適用の若干事項に関する意見

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院、公安部

【発布番号】法発〔2011〕3号

【発布日】2011-01-10

【コメント】本意見は知的財産権侵害刑事事件の管轄、証拠収集、「同一種商品」と「その登録商標と同じ商標」の認定、不法経営金額の計算、罪の判定・量刑等について明確に定めている。本意見によると下記の通りである。

- 名称が同じ商品、及び名称が異なるものの同一の事物を指す商品は、「同一種商品」として認定できる。
- 下記状況のいずれかに該当する場合、「その登録商標と同じ商標」と認定することができる。
  - 登録商標の字体、アルファベットの太文字小文字又は文字の縦横配列を変更し、登録商標とわずかな違いしかない場合。
  - 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間隔を変更しても、登録商標の顕著な特徴を示すことを妨げない場合。
  - 登録商標の色を変更した場合。
  - その他、登録商標と視覚的にほぼ違いがなく、公衆の誤解を招くに足る場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/12/content\\_21332.htm](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/12/content_21332.htm)

● 專利行政執法辦法

【发布单位】国家知识产权局  
【发布文号】国家知识产权局令第 60 号  
【发布日期】2010-12-29  
【实施日期】2011-02-01  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/flfg/2011-01/13/content\\_1783921.htm](http://www.gov.cn/flfg/2011-01/13/content_1783921.htm)

● 特許行政法令執行法

【発布機関】国家知的財産権局  
【発布番号】国家知的財産権局令第 60 号  
【発布日】2010-12-29  
【施行日】2011-02-01  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/flfg/2011-01/13/content\\_1783921.htm](http://www.gov.cn/flfg/2011-01/13/content_1783921.htm)

● 关于审理期货纠纷案件若干问题的规定（二）

【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法释〔2011〕1 号  
【发布日期】2010-12-31  
【实施日期】2011-01-17  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/17/content\\_21605.htm](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/17/content_21605.htm)

● 先物紛争事件を審理するにあたっての若干事項に関する規定（二）

【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法釈〔2011〕1 号  
【発布日】2010-12-31  
【施行日】2011-01-17  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/17/content\\_21605.htm](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-01/17/content_21605.htm)

● 关于处理自首和立功若干具体问题的意见

【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法发〔2010〕60 号  
【发布日期】2010-12-22  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2010-12/29/content\\_20747.htm](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2010-12/29/content_20747.htm)

● 自首及び手柄を処理するにあたっての若干の具体的事項に関する意見

【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法発〔2010〕60 号  
【発布日】2010-12-22  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2010-12/29/content\\_20747.htm](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2010-12/29/content_20747.htm)

● 上海市职工代表大会条例（上海）

【发布单位】上海市第十三届人民代表大会常务委员会  
【发布日期】2010-12-23  
【实施日期】2011-05-01  
【内容提要】根据该条例，上海市行政区域内的企业、事业单位以及民办非企业单位等组织，职工人数在 100 人以上的，应当召开职工代表大会；职工人数不足 100 人的，一般召开职工大会。职工代表大会依法行使审议建议、审议通过、审查监督、民主选举、民主评议等职权。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shzqh.org/renda/node5902/node5908/node6573/u1a1707790.html>

● 上海市従業員代表大会条例（上海）

【発布機関】上海市第十三期人民代表大会常務委員会  
【発布日】2010-12-23  
【施行日】2011-05-01  
【コメント】本条例によると、上海市行政区域内の企業、事業機関及び民間の非企業法人等の組織の従業員数が 100 人以上である場合、従業員代表大会を開催しなければならない。従業員数が 100 人未満である場合、通常、従業員大会を開催する。従業員代表大会は法により審議提案、審議可決、審査監督、民主的な選挙、民主評議等の職権を行使する。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shzqh.org/renda/node5902/node5908/node6573/u1a1707790.html>

● 上海市户外广告设施管理办法（上海）

【发布单位】上海市人民政府  
【发布文号】上海市人民政府令第 56 号  
【发布日期】2010-12-30

● 上海市屋外広告施設管理弁法（上海）

【発布機関】上海市人民政府  
【発布番号】上海市人民政府令第 56 号  
【発布日】2010-12-30

【实施日期】2011-01-01  
【备注】上海市人民政府同时公布了《[上海市流动户外广告设置管理规定](#)》（上海市人民政府令第 57 号；自 2011 年 01 月 01 日起实施）。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai24335.html>

- [关于进一步规范本市建筑市场加强建设工程质量安全管理若干意见（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府  
【发布日期】2011-01-11  
【内容提要】该意见首次提出建设工程分包合同备案制度，质监部门定期检查发现实际分包单位和合同备案信息不符合的，将责成施工单位停工整顿，并按规定重新办理备案手续。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://jsitw.sh.gov.cn/gb/jsjt2009/node696/gq/user/object1ai94292.html>

- [关于修改《浙江省企业工资支付管理办法》等 18 件规章的决定（浙江）](#)

【发布单位】浙江省人民政府  
【发布文号】浙政令〔2010〕284 号  
【发布日期】2010-12-21  
【实施日期】2010-12-21  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node359/node365/userobject9ai121681.html>

- [北京市调整下放建设项目环境影响评价审批权限规定（北京）](#)

【发布单位】北京市人民政府办公厅  
【发布文号】京政办发〔2010〕44 号  
【发布日期】2010-11-18  
【实施日期】2010-12-01  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1147827.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【施行日】2011-01-01  
【備考】上海市人民政府は同時に「[上海市流动户外广告设置管理规定](#)」を公布した（上海市人民政府令第 57 号。2011 年 1 月 1 日より施行）。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai24335.html>

- [上海市の建築市場を一層規範化し建設工事の品質安全管理を強化することについての若干意见（上海）](#)

【発布機関】上海市人民政府  
【発布日】2011-01-11  
【コメント】本意見は初めて建設工事下請契約届出制度について取り上げ、品質監督部門が定期検査にて実際の下請業者が契約届出の情報と一致しないことを発見した場合、施工業者に工事を停止し是正し、規定に基づき届出手続きをやり直すよう命じるとしている。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://jsitw.sh.gov.cn/gb/jsjt2009/node696/gq/user/object1ai94292.html>

- [「浙江省企業賃金支払管理弁法」等の 18 の規則を改正することについての決定（浙江）](#)

【発布機関】浙江省人民政府  
【発布番号】浙政令〔2010〕284 号  
【発布日】2010-12-21  
【施行日】2010-12-21  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node359/node365/userobject9ai121681.html>

- [北京市が建設プロジェクトの環境アセスメント審査許可権限の委譲を調整することについての規定（北京）](#)

【発布機関】北京市人民政府弁公庁  
【発布番号】京政弁発〔2010〕44 号  
【発布日】2010-11-18  
【施行日】2010-12-01  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1147827.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

### ● 外商投资企业税收优惠政策的变革

[《关于统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度的通知》](#)(国发〔2010〕35号)于2010年12月01日起正式施行,这标志着中国对外商投资企业在税收制度上实施“超国民待遇”的时代已经基本终结。至此,外商投资企业与内资企业在税收制度上已基本实现统一。本文在回顾以所得税为主体的外商投资企业税收优惠政策变革历史的基础上,对现行外商投资企业涉及的主要税种及主要税收优惠政策进行简要梳理和总结。

### 一、外商投资企业税收优惠政策的发展阶段

中国针对外商投资企业的税收优惠政策大致经历了以下三个发展阶段:

#### 1. 开放初期探索阶段(1980年~1990年)

在改革开放政策的推动下,中国逐步从内向型经济向外向型经济转变。这一阶段,为吸引外商投资,中国政府推行“内外有别”的税收制度,逐渐形成了一套专门适用于外商投资企业的税收制度。

在这一阶段适用于外商投资企业的税收制度中,税收优惠政策以“引导外商投资企业向特定地域投资”为重点。这一阶段设立的各种经济特区、沿海经济开发区、国家级经济开发区和技术园区等(还包括具有地理优势的沿海港口城市)成为中国主要的税收优惠区域。

这一阶段,有关外商投资企业的税收优惠政策的基础性法律规定是1980年起实施的[《中外合资经营企业所得税法》](#)(全国人大常委会委员长令第10号;1991年07月01日废止)和1981年起实施的[《外国企业所得税法》](#)(全国人大常委会委员长令第13号;1991年07月01日废止)。除此之外,中国还陆续颁布了[《关于经济特区和沿海十四个港口城市减征、免征企业所得税和工商统一税的暂行规定》](#)(国发〔1984〕161号;2001年10月06日废止)、[《关于沿海经济开放区鼓励外商投资减征、免征企业所得税和工商统一税的暂行规定》](#)(财税〔1988〕91号;被其他规定替代而失效)等一系列代表性法律文件。

#### 2. 改革深入成熟阶段(1991年~2007年)

经过改革开放初期较为成功的实践,中国经济从单纯追求“总量发展”,逐步向追求“产业升级、区域均衡发展、节能环保”等经济发展目标转变。这一阶段,中国加入了WTO,在税收政策领

## 二、関連する新着情報

### ● 外商投资企业租税優遇政策の変遷

[「内資企業、外資企業及び個人における都市維持建設税並びに教育付加費用制度を統一することについての通知」](#)(国発〔2010〕35号)が2010年12月1日から正式に施行されたが、これは中国が外商投資企業に対する租税政策上「超国民待遇」を実施していた時代が基本的に終焉したことを意味する。これをもって、外商投資企業と内資企業は、租税制度上はすでに基本的に一本化を実現した。本文では、所得税を主体とする外商投資企業の租税優遇政策の変遷を振り返りながら、現行の外商投資企業に關係する主な税種及び租税優遇政策について、簡潔に整理し、まとめる。

### 一、外商投資企業の租税優遇政策の発展段階

中国の外商投資企業を対象にした租税優遇政策は大きく分けて以下の3つの発展段階をえている。

#### 1. 開放初期の模索期間(1980年~1990年)

改革開放政策を推進する中で、中国は徐々に内向型経済から外向型経済への切り替えを行った。この段階では、外資を誘致するため、中国政府は「内外差別のある」租税制度を推進し、外商投資企業に特別に適用する租税制度を徐々に形成した。

この段階で外商投資企業に適用される租税制度は、租税優遇制度が「外商投資企業の特定地域への投資を牽引すること」を重点としていた。この段階で設立された各種の経済特区、沿海経済開発区、国家级經濟開發区及び技術園區等(さらに地理的優位性のある沿海港湾都市を含む)が中国の主な租税優遇区域となった。

この期間においては、外商投資企業に關係する租税優遇政策の基本的法律法規は、1980年から施行された[「中外合弁經營企業所得税法」](#)(全国人大常委会委員長令第10号。1991年7月1日に廃止)及び1981年から施行された[「外国企業所得税法」](#)(全国人大常委会委員長令第13号。1991年7月1日に廃止)である。このほか、中国は立て続けに[「經濟特区及び沿海14の港湾都市が企業所得税及び工商統一税を減免することについての暫定規定」](#)(国発〔1984〕161号。2001年10月6日廃止)、[「沿海經濟開放区が外商投資を奨励し、企業所得税及び工商統一税の減免を行うことについての暫定規定」](#)(财税〔1988〕91号。その他規定に代替され失効)等の一連の代表的な法律文書を公布した。

#### 2. 改革推進における成熟期間(1991年~2007年)

改革開放初期のやや成功した実践を経て、中国经济は單純に「全体的な發展」を追求することから、徐々に「産業のグレードアップ、区域の釣り合いのとれた發展、省エネ環境保全」といった經濟發展目標を追求す

域实现“国民待遇”也成为新的政策重心。为此，税收制度的重心开始发生变化，内外资税收制度有统一化的趋势，但总体上仍然实行了一套针对外商投资企业的独立的税收制度。

在这一阶段适用于外商投资企业的税收制度中，税收优惠政策从“引导外商投资企业向特定地域投资”，逐步过渡到“引导外商投资企业向基础设施建设、资源综合利用等特定产业集中、兼顾不发达地区等重点区域外资发展”。

这一阶段，以 1991 年起施行的《外商投资企业和外国企业所得税法》（主席令第 45 号；2008 年 01 月 01 日废止）为起点，中国还陆续颁布了《增值税暂行条例》（国务院令第 134 号；2008 年已修订）、《营业税暂行条例》（国务院令第 136 号；2008 年已修订）以及《消费税暂行条例》（国务院令第 135 号；2008 年已修订）等代表性法律法规，前者以及一系列后续颁布的所得税相关税收优惠政策逐渐体现了向重点产业引导的特点，而后者则体现了内外资企业税收制度统一化的趋势。

### 3. 国民待遇阶段（2008 年至今）

经过 30 年改革开放，中国经济取得了举世瞩目的成就。2008 年 01 月 01 日起施行的《企业所得税法》（主席令第 63 号）标志着“国民待遇时代”的到来。这一阶段，中国陆续出台了一系列法律规定，逐步取消了外商投资企业之前享受的各种税收优惠政策，涉及到的税种和主要税收优惠政策简要列表如下：

税种	被取消的主要税收优惠政策及其主要法律依据
所得税	<p>根据《关于企业所得税若干优惠政策的通知》（财税〔2008〕1 号），下列税收优惠政策自 2008 年 01 月 01 日起不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投资举办的产品出口企业和技术先进企业在原所得税减免优惠期满后可在一定期限内继续享受减半征收的优惠。</li> <li>- 对在经济特区、经济技术开发区、沿海经济开发区等特别区域的外商投资企业施行 15%~24% 的优惠税率。</li> <li>- 对经营期 10 年以上的生产性外商投资企业施行“两免三减半”。</li> <li>- 外商投资企业的外国投资者进行利润再投资的，可退还其再投资部分已缴纳所得税的 40% 税款。</li> <li>- 外商投资企业从事鼓励类投资项目，其购买国产设备投资的 40% 可从购置设备当年比前一年新增的企业所得税中抵免。</li> </ul>

方向に変化した。この時期は、中国は WTO に加盟し、租税政策分野で「内国民待遇」を実現させることも新たな政策の重点となった。そのため、租税制度の重点に変化が生じ始め、内資・外資租税制度を一本化するという動きは見られたが、全体的に見ると、外商投资企业を対象にした独立した租税制度が依然として実施された。

この時期の外商投资企业に適用する租税制度において、租税優遇政策は「外商投资企业の特定地域への投資を牽引すること」から、徐々に「外商投资企业をインフラ、資源综合利用等の特定産業に集中させ、発展途上地区の重点区域での外資発展にも配慮する」ように移行している。

この時期に、1991 年から施行された「外商投资企业及び外国企业所得税法」（主席令第 45 号。2008 年 1 月 1 日に廃止）を起点とし、中国はさらに「増値税暫定条例」（国务院令第 134 号。2008 年改正）、「營業稅暫定條例」（国务院令第 136 号。2008 年改正）及び「消費稅暫定條例」（国务院令第 135 号。2008 年改正）等の代表的法令を公布しており、前者及びその後公布された一連の所得税に関する租税優遇政策は徐々に重点産業へ導かれるという特徴を反映しているが、後者は内資と外資企業の租税制度の一本化の動きを反映している。

### 3. 内国民待遇期間（2008 年から現在まで）

30 年の改革開放を経て、中国経済は目覚ましい成功を収めた。2008 年 1 月 1 日から施行された「企業所得稅法」（主席令第 63 号）は「内国民待遇時代」の到来の象徴である。この時期に、中国は一連の法律規定を立て続けに公布し、外商投资企业がこれまで受けてきた各種の租税優遇政策を徐々に取消したが、それら税種及び主な租税優遇政策を簡潔に下表にまとめる。

税種	廃止される主要な租税優遇政策及びその主な法的根拠
所得税	<p>「<u>企業所得稅若干優遇政策についての通知</u>」（财税〔2008〕1 号）によると、次に掲げる租税優遇政策は、2008 年 1 月 1 日以降は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商が出資し設立運営する製品の輸出企業及び技術先端企業はもとの所得税減免優遇期間が満了後においても、一定期間は徴収半減の優遇を引き続き受けることができる。</li> <li>- 經濟特區、經濟技術開發區、沿海經濟開發區等の特別区域の外商投資企業に対しては、15%~24%の優遇税率を適用する。</li> <li>- 經營期間が 10 年以上の生産型外商投資企業に対しては、「二免三減半」を実施する。</li> <li>- 外商投資企業の外国投資者が利益を利用して再投資する場合、その際投資部分の納付済み所得税の 40%の税金を払戻すことができる。</li> <li>- 外商投資企業が奨励類投資プロジェクト</li> </ul>

增值稅	<p>根据《关于公布废止和失效的财政规章和规范性文件目录（第十批）的决定》（财政部令第 48 号），以下税收优惠政策自 <b>2008 年 01 月 31 日起</b> 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投资企业生产的货物直接出口的，免征增值税。</li> </ul> <p>根据《关于对部分进口税收优惠政策进行调整的公告》（财政部、海关总署、国家税务总局公告 2008 年第 43 号），以下税收优惠政策自 <b>2009 年 01 月 01 日起</b> 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 鼓励类企业投资总额内进口的自用设备，免征进口环节增值税。</li> </ul>
消費稅	<p>根据《关于公布废止和失效的财政规章和规范性文件目录（第十批）的决定》（财政部令第 48 号），以下税收优惠政策自 <b>2008 年 01 月 31 日起</b> 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投资企业生产的货物直接出口的，免征消费税。</li> </ul>
城市房地產稅	<p>根据 <b>国务院令 第 546 号</b>，以下税收优惠政策自 <b>2009 年 01 月 01 日起</b> 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新建房屋自落成之月份起，免纳 3 年房地产税。翻修房屋超过新建费用 1/2 的，自竣工月份起，免纳 2 年房地产税。</li> </ul>
土地使用稅	<p>根据《关于公布废止和失效的财政规章和规范性文件目录（第十批）的决定》（财政部令第 48 号），以下税收优惠政策自 <b>2008 年 01 月 31 日起</b> 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国务院 1988 年 09 月 27 日发布的《城镇土地使用税暂行条例》（国务院令第 17 号）不适用于外商投资企业和外国企业在华机构的用地。</li> </ul>
城建稅、教育費附加	<p>根据《关于统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度的通知》（国发〔2010〕35 号），以下税收优惠政策自 <b>2010 年 12 月 01 日起</b> 不再执行：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投资企业和外国企业暂不征收城市维护建设税和教育费附加。</li> </ul>

## 二、外商投资企业在中国的税收政策现状

在各种专门针对外商投资企业的税收优惠政策被逐步取消之后，现阶段外商投资企业和内资企业的税负基本一致，其涉及的主要税种和税率简要列表如下：

	<p>を取扱う場合、国産設備購入に出資した 40%は、設備を買い入れた当年において、前年と比べて新たに増額した企業所得税から控除することができる。</p>
增值稅	<p>「<a href="#">廃止及び失効する財政規則及び規範性文書目録（第十回目）を公示することについての決定</a>」（財政部令第 48 号）によると、以下の租税優遇政策は、<b>2008 年 1 月 31 日以降</b>は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投資企業が生産した貨物を直接に輸出する場合、増値税を免除する。</li> </ul> <p>「<a href="#">一部の輸出租税優遇政策を調整することについての公告</a>」（財政部、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 43 号）によると、以下の租税優遇政策は <b>2009 年 1 月 1 日以降</b>は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 奨励類企業投資総額内で輸入した自社用設備については、輸入増値税を免除する。</li> </ul>
消費稅	<p>「<a href="#">廃止及び失効する財政規則及び規範性文書目録（第十回目）を公示することについての決定</a>」（財政部令第 48 号）によると、以下の租税優遇政策は、<b>2008 年 1 月 31 日以降</b>は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投資企業が生産した貨物を直接に輸出する場合、消費税を免除する。</li> </ul>
都市不動産稅	<p><b>国务院令 第 546 号</b>によると、以下の租税優遇政策は <b>2009 年 1 月 1 日以降</b>は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新設する家屋が完成した月から、不動産税を 3 年間免除する。家屋の修復費用が新設費用の 2 分の 1 を超える場合、竣工した月から、不動産税を 2 年間免除する。</li> </ul>
土地使用稅	<p>「<a href="#">廃止及び失効する財政規則及び規範性文書目録（第十回目）を公示することについての決定</a>」（財政部令第 48 号）によると、以下の租税優遇政策は、<b>2008 年 1 月 31 日以降</b>は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国务院が 1988 年 9 月 27 日に公布した「都市土地使用税暫定条例」（国务院令第 17 号）は、外商投資企業及び外国企業駐在員事務所の用地には適用しない。</li> </ul>
都市建設稅、教育費附加	<p>「<a href="#">内資企業、外資企業及び個人における都市維持建設税並びに教育付加費用制度を統一することについての通知</a>」（国発〔2010〕35 号）によると、以下の租税優遇政策は、<b>2010 年 12 月 1 日以降</b>は実施されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外商投資企業及び外国企業に対しては、当面、都市維持建設税及び教育付加費用を徴収しない。</li> </ul>

## 二、外商投資企業の中国での租税政策の現状

各種の外商投資企業を対象とした租税優遇政策が徐々に取消された後、現段階で外商投資企業と内資企業の税負担は基本的に一致しており、それら主な税種及び税率は簡潔に下表に示すとおりである。

税种	税率
所得税	- 年度应纳税所得额的 25%
关税	- 根据进出口货物的具体类型确定关税税率
增值税	- 应税货物或应税劳务增值额的 13%~17%
营业税	- 根据具体应税项目的类型确定具体税率
消费税	- 根据具体应税项目的类型确定具体税率
房产税	- 自用的, 房产原值扣除一定比例后的 1.2% - 出租的, 租金收入的 12%
土地使用税	- 根据土地所在地的确定具体税率
印花税	- 根据具体应税项目的类型确定具体税率
车船税	- 根据车辆或船舶的类型确定具体税率
城市维护建设税	- 根据所在地不同, 为实际缴纳的增值税、消费税以及营业税总额的 1%~7%
教育费附加	- 实际缴纳的增值税、消费税以及营业税总额的 3%

※备注: 尽管理论上已基本一致, 但实践中, 中国各地仍可能有一些差异。

### 三、现阶段可供外商投资企业利用的税收优惠政策

在各种专门针对外商投资企业的税收优惠政策被逐步取消之后, 中国的税收优惠政策不再区分内资企业和外商投资企业, 而侧重于扶持重点区域和重点行业, 引导资金向享受税收优惠政策的地域和行业集中, 以使企业发展服务于中国经济发展的全局需要。

在这一背景下, 律师认为, 中国目前实行的如下税收优惠政策 (将于 2010 年 12 月 31 日到期终止的政策及有关过渡期优惠政策等, 未予列示), 可能会在一定时期内继续存在并完善, 对外商投资企业在中国的投资和发展有借鉴意义:

税种	建议外商投资企业关注的主要税收优惠政策
所得税	根据《 <u>企业所得税法</u> 》(主席令第 63 号): - 国家需要重点扶持的高新技术企业, 减按 15% 的税率征收企业所得税。 - 企业从事符合条件的技术转让所得, 可以免征、减征企业所得税。 - 创业投资企业从事国家需要重点扶持和鼓励的创业投资, 可以按投资额的一定比例抵扣应纳税所得额。 - 对企业从事农、林、牧、渔业项目的所得, 可以免征、减征企业所得税。

税種	稅率
所得稅	- 年度課稅所得額の 25%
關稅	- 輸出入貨物の具体的な分類に基づき、關稅稅率を確定する
增值稅	- 課稅貨物又は課稅勞務の付加價值額の 13%~17%
營業稅	- 具体的な課稅項目の種類に基づき、具体的な稅率を確定する
消費稅	- 具体的な課稅項目の種類に基づき、具体的な稅率を確定する
不動產稅	- 自社用の場合、不動產の原值から一定の比率を差し引いた後の 1.2% - 賃貸の場合、家賃収入の 12%
土地使稅	- 土地所在地に基づき、具体的な稅率を確定する
印紙稅	- 具体的な課稅項目の種類に基づき、具体的な稅率を確定する
車船稅	- 車両又は船舶の種類に基づき、具体的な稅率を確定する
都市維持建設稅	- 所在地ごとに異なり、実際に納付する增值稅、消費稅及び營業稅の合計額の 1%~7%となる
教育付加費用	- 実際に納付する增值稅、消費稅及び營業稅の合計額の 3%となる

※備考: 理論上は基本的に一致しているが、実践において、地域ごとに若干の違いがあると思われる。

### 三、现阶段可供外商投资企业利用的税收优惠政策

外商投资企业を対象とした各種の租税優遇政策が徐々に廃止された後、中国の租税優遇政策は、内資企業と外商投資企業を区別しなくなり、重点区域及び重点業種の支援に重点を置き、資金が租税優遇政策を受けられる地域及び業種へと集中させることで、企業の発展が中国経済発展の全面的なニーズに貢献できるように仕向けている。

このような状況において、筆者の認識としては、中国が現在実施する以下の租税優遇政策 (その中には、2010 年 12 月 31 日に期日が到来する政策及び移行期優遇政策等は列挙していない) は、一定期間において引き続き存在し、整備され、且つ外商投資企業の中国投資及び発展において参考の価値があると思われる。

税種	外商投資企業が注目すべき主な優遇政策概要
所得稅	「 <u>企業所得稅法</u> 」(主席令第 63 号)によると以下のとおりである。 - 国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業には、稅率を 15% に引き下げ企業所得稅を徵收する。 - 企業が条件を満たす技術讓渡を取扱って得た収入については、企業所得稅を減免することができる。 - ベンチャーキャピタル企業が、国が重点的に支援し、奨励する必要のあるベンチャーキャピ

<ul style="list-style-type: none"> <li>- 企业从事国家重点扶持的公共基础设施项目投资经营的所得，可以免征、减征企业所得税。</li> <li>- 企业从事符合条件的环境保护、节能节水项目的所得，可以免征、减征企业所得税。</li> <li>- 企业综合利用资源，生产符合国家产业政策规定的产品所取得的收入，可以在计算应纳税所得额时减计收入。</li> <li>- 企业购置用于环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的投资额，可以按一定比例实行税额抵免。</li> </ul>	<p>タルを取扱う場合、投資額の一定の比率に応じて、課税所得額を控除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 企業が、農、林、牧、漁業プロジェクトを取扱って取得した収入については、企業所得税を減免することができる。</li> <li>- 企業が、国が重点的に支援するインフラプロジェクト投資事業を取扱って取得した収入については、企業所得税を減免できる。</li> <li>- 企業が条件を満たす環境保全、省エネ節水プロジェクトを取扱って取得した収入については、企業所得税を減免することができる。</li> <li>- 企業が資源を総合的に利用し、国の産業政策の規定に適合する製品を生産して取得した収入については、課税所得額を計算する際に収入を引き下げて計算することができる。</li> <li>- 企業が環境保全、省エネ節水、安全生産等に使用する専用設備を買い入れた際の出資額については、一定の比率に応じて税額の減免を実施することができる。</li> </ul>
<p>根据《<a href="#">关于经济特区和上海浦东新区新设立高新技术企业实行过渡性税收优惠的通知</a>》(国发〔2007〕40号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 对经济特区和上海浦东新区内在2008年01月01日及之后完成登记注册的国家需要重点扶持的高新技术企业，在经济特区和上海浦东新区内取得的所得，自取得第一笔生产经营收入所属纳税年度起“两免三减半”。</li> </ul>	<p>「<a href="#">経済特区及び上海浦東新区に新設するハイテク企業に過渡的租税優遇を実施することについて</a>の通知」(国発〔2007〕40号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 経済特区と上海浦東新区内に2008年1月1日以降に登録登録を完了させた、国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業に対しては、経済特区及び上海浦東新区内で取得した収入については、1回目の生産経営収入を取得した納税年度から「二免三減半」を実施する。</li> </ul>
<p>根据《<a href="#">关于企业所得税若干优惠政策的通知</a>》(财税〔2008〕1号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中国境内新办软件生产企业经认定后，自获利年度起，第一年和第二年免征企业所得税，第三年至第五年减半征收企业所得税。</li> <li>- 集成电路设计企业可以视同软件企业，享受软件生产企业的有关企业所得税政策。</li> </ul>	<p>「<a href="#">企業所得税若干優遇政策についての通知</a>」(财税〔2008〕1号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中国国内に新設したソフトウェア生産企業は認定を受けた後、利益を獲得した年度から、1年目と2年目は企業所得税を免除し、3年目から5年目は企業所得税を半額にして徴収する。</li> <li>- 集積回路設計企業はソフトウェア企業と見なし、ソフトウェア生産企業が受ける企業所得税政策を受けることができる。</li> </ul>
<p>根据《<a href="#">关于技术先进型服务企业有关企业所得税政策问题的通知</a>》(财税〔2010〕65号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自2010年07月01日起至2013年12月31日，在北京、上海、苏州、无锡等21个服务外包示范城市对符合条件的技术先进型服务企业，减按15%税率征收企业所得税。</li> </ul>	<p>「<a href="#">技術先端型サービス企業の企業所得税政策事項についての通知</a>」(财税〔2010〕65号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2010年7月1日から2013年12月31日までの期間、北京、上海、蘇州、無錫等の21のサービスアウトソーシング模範都市において、条件に適合する技術先端型サービス企業は、企業所得税を15%に引下げ徴収する。</li> </ul>
<p>增值稅</p> <p>根据《<a href="#">关于资源综合利用及其他产品增值税政策的通知</a>》(财税〔2008〕156号)、《<a href="#">关于资源综合利用及其他产品增值税政策的补充的通知</a>》(财税〔2009〕163号)：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 对部分自产资源综合利用及其他产品免征增值税(包括再生水、废旧轮胎胶粉以及翻新轮胎等)。</li> <li>- 对污水处理劳务免征增值税。</li> </ul>	<p>增值稅</p> <p>「<a href="#">資源综合利用及びその他製品増値税政策についての通知</a>」(财税〔2008〕156号)、「<a href="#">資源综合利用及びその他製品増値税政策についての補充の通知</a>」(财税〔2009〕163号)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一部の自社製造した資源综合利用及びその他製品については増値税を免除する(再生水、廃棄中古タイヤゴム粉及び再生タイヤ</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 对部分自产资源综合利用及其他产品施行即征即退的政策（以工业废气为原料生产的高纯度二氧化碳产品以及以垃圾为燃料生产的电力或者热力）。</li> <li>- 销售部分自产资源综合利用及其他产品实现的增值税实行即征即退 50%政策。</li> <li>- 对销售自产的综合利用生物柴油实行增值税先征后退政策。</li> </ul>
<p>进口关税</p>	<p>根据《关于对部分进口税收优惠政策进行调整的公告》（财政部、海关总署、国家税务总局 2008 年第 43 号公告）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 鼓励类外商投资项目进口的自用设备，继续免征关税。</li> <li>- 外商投资企业和外商投资设立的研究开发中心进行技术改造以及按《中西部地区外商投资优势产业目录》批准的外商投资项目进口的自用设备及其配套技术、配件、备件，继续免征关税。</li> </ul> <p>輸入関税</p> <p>「一部の輸入租税特恵政策について調整を行うことについての公告」(財政部、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 43 号公告)によると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 奨励類外商投資プロジェクトが輸入する自社使用設備に対しては、引き続き関税を免除する。</li> <li>- 外商投資企業と外商投資で設立された R&amp;D センターが技術革新を行うための、及び「中西部地域外商投資優勢産業目録」に基づき許可を受けた外商投資プロジェクトが輸入する自社使用のための設備及びその関連技術、付属品、予備品に対しては、引き続き関税を免除する。</li> </ul>

根据以上分析，外商投资企业税收优惠政策的变化过程，是在中国经济不断迈上新台阶的大背景下发生的，体现了中国从“重视吸引外资数量”到“重视吸引外资质量”、从“外资享受超国民待遇”到“内外资平等”的思维转变。随着这一转变，“外商投资企业即意味着税收优惠”的时代已经过去，但这并不意味着中国已不再是投资的热土。相反，随着中国商业环境的进一步成熟以及税收优惠政策在产业导向上与国际趋势的逐步接轨，外资可凭借其技术和管理的优势以及国际化经验，在中国新一轮的经济发展中获得先机。

（里兆律师事务所 2011 年 01 月 14 日整理编写）

以上の分析から、外商投資企業の租税優遇政策の変遷は、中国経済が絶えず新たな段階に邁進する背景において生じるものであり、中国が「誘致する外資数の重視」から「誘致する外資の質の重視」へと、「外資が超国民待遇を受ける」状態から「内・外資平等」という考え方に変わったことを反映している。この変更に伴い、「外商投資企業なら租税優遇を受けられる」時代はすでに去ったが、これは、中国が投資先としてのホットエリアでなくなったことを意味するわけではない。逆に、中国の商業環境が一層成熟し、且つ租税優遇政策の産業の向かう先が徐々に国際的な動きと連結するするに伴い、外商投資企業は、その技術と管理上の優位性及び国際化の経験から、中国の経済発展の新たな段階において、主導権を握ることができるはずである。

（里兆法律事務所が 2011 年 1 月 14 日付けで作成）